

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 7 件 |
| 国民年金関係 | 4 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 13 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月から43年3月まで
② 昭和45年4月から48年3月まで
③ 昭和48年4月から52年3月まで

私が学生だったこともあり、昭和40年4月から就職するまでの期間は、母が加入手続をして保険料を払ってくれていた。45年4月から52年3月までの分は、引っ越しをした時と重なっていて手続を忘れていたと思う。その後、通知が来たので方法は忘れたが2回払った後、確認のはがきが届いたが、社会保険庁の記録が正しいと思い、返信はがきを白紙のまま送り返した。どこの役所か忘れたが、番号が同じなら1冊の手帳は捨ててもよいとのことだったので、のちにスタンプに変わった印紙貼付の古い手帳を捨てた。

未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時、申立人の国民年金加入の手続を行い保険料を納付したとする申立人の母親は国民年金発足当初から60才到達まで保険料を完納しており納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の番号は、昭和40年7月30日に申立人が当時居住していたA町において払い出されていることが確認できるとともに、申立人と同時期に加入した被保険者の納付記録をみると大部分の女性被保険者は20歳から国民年金に加入し保険料を納付していることも確認できる。

さらに、申立人は、直接納付には関与していないものの、当時同町におい

ては婦人会による納付組織が存在していたことが確認でき、申立人の母親の国民年金保険料の納付状況を考え合わせると、申立人が卒業してから就職するまでの1か月分のみを納付していることは不自然であり、申立人は20歳から保険料を納付していたものとするのが自然である。

申立期間②について、申立人は市役所の職員に国民年金手帳に住所と氏名を記載してもらったが、納付した覚えは無いと記憶している。

申立期間③について、申立人は、当時の居住地であるB市において、保険料の金額は2万4,000円か3万4,000円を2回支払ったと記憶しているが、社会保険事務所で保管している申立人に係る被保険者台帳には、昭和52年度の備考欄に「53 催」の表示があり、52年4月から53年3月までの期間には「現4」の印があることから、52年度の保険料は翌年度の53年度の納付催告により過年度納付を行ったことが確認できる上、52年度の法定保険料額26,400円は、申立人の記憶とほぼ一致する。また、同台帳により、昭和54年度の9か月分の保険料として29,700円を現年度納付したことが推認でき、1回目より2回目の方が高額であったとする申立人の主張とも一致し、次年度から保険料の自動振替制度を利用したとする申立人の記憶との整合性もあることから、申立人が納付したとする保険料は52年度及び53年度の保険料であるとみるのが妥当である。

さらに、申立期間②及び③について申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和40年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 41 年 2 月までの国民年金保険料については、還付されたものとは認められないことから、納付記録の訂正を行うことが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 41 年 2 月まで

私は、昭和 39 年 3 月から 41 年 2 月まで会社に勤務していたが、この間も将来年金を少しでも多く受けられることを期待して国民年金保険料を納めていた。しかし、この期間については厚生年金保険と重複しているため平成元年 7 月にその保険料を還付したとのことであるが、還付を請求したことも還付金を受け取った記憶もない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁の記録によると、申立人が平成元年 5 月 16 日に老齢年金の裁定請求を行った際に、社会保険事務所において昭和 39 年 3 月から 41 年 2 月までの厚生年金保険被保険者期間が国民年金加入期間と重複していることが判明し、同年 5 月 26 日に被保険者記録が訂正され、その後同年 6 月 20 日に国民年金保険料の還付決定、同年 7 月 27 日に還付金の口座振込手続が行われたことが記録されている。

また、社会保険庁の被保険者記録における還付事由・還付期間・還付金額に誤りはなく、市役所保管の被保険者名簿にも社会保険庁と同じ還付記録が確認できる。

しかしながら、申立人の金融機関口座に振込により還付したとする社会保険庁の記録には、振込先金融機関名及び支店名は記録されておらず、金融機関の口座番号のみが記録されており、この番号については、還付金が支払われたとする当時、申立人が開設していた金融機関の口座番号ではないことが確認でき、社会保険事務所において適切な事務処理が行われたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが明らかであり、その保険料は、申立人に還付されたものとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から45年3月まで

私は、昭和44年11月に結婚してから、集金に来てくれていた近所のクリーニング屋の女性に国民年金保険料を納付していた。集金人に^{さかのぼ}遡って納付できると教えてもらったので、集金時には現年度の3か月分だけではなく、加入手続時より前の期間の保険料も納付していた。私の申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、転職に伴い厚生年金保険の期間が途切れている1か月を除き、国民年金の加入期間に未納は無い。

また、申立人が当時居住していた地域では、申立てどおり、集金人が国民年金保険料を集金していたことが確認できる。

さらに、申立人は、当時、申立人の配偶者とともに国民年金手帳記号番号が連番で払い出されて、昭和42年8月15日から強制加入資格を取得していることから、夫婦一緒に保険料を納付する意思があったことがうかがえ、申立期間のうち、44年4月から45年3月までは申立人の配偶者の保険料は納付済みであることを勘案すると、申立人もこの期間の保険料を納付していたものとするのが自然である。

一方、申立人は、現年度保険料の納付に合わせ、過年度保険料も集金人に納付したと主張しているが、集金人が過年度保険料を集金していたことが確認できない上、当時居住していたA町においても、過年度保険料を徴収していたことが確認できないことから、申立期間のうち、過年度保険料となる42年8月から44年3月までの保険料については、納付していたものとは認め難

い。

昭和 41 年 4 月から 44 年 8 月までは厚生年金保険加入期間であったとして国民年金保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 474

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで
結婚後、妻が夫婦二人分の保険料を市の徴収員に納付していた。世帯は一緒であり、夫の分の保険料を払わずに妻の分のみを払うことは考えられない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳からの数年間と申立期間を除き未納はなく、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を市の徴収員に納付していたとしており、申立人の主張のとおり、申立期間当時、申立人が居住していた地域において市の徴収員制度が存在していたことが確認できる。

さらに、申立人及び申立人の妻の国民年金保険料の納付日は、社会保険事務所の被保険者記録により確認できる期間はすべて一致していることから、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことが推認でき、申立期間についても、申立人の妻は納付済みとなっており、夫婦一緒に納付していたとみるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成14年3月31日から同年4月1日まで

平成12年4月1日から14年3月31日までA社に勤務していたにもかかわらず、社会保険事務所の記録では14年3月31日資格喪失とされており、14年3月の1か月分が被保険者期間から漏れている。当該期間もA社に勤務していたことを証明する書類として給与の支払明細書を添付するので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、A社に平成14年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を平成14年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所にこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和45年9月30日から同年10月1日までの期間について、A社の事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格を同年10月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和46年10月1日から48年3月1日までの期間について、B社の事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格を46年10月1日に取得し、48年3月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和45年9月の標準報酬月額は6万4,000円、46年10月から47年7月までの標準報酬月額は8万6,000円、同年8月から48年2月までの標準報酬月額は9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月30日から同年10月1日まで
② 昭和46年10月1日から48年3月1日まで
昭和44年4月2日から平成11年4月30日までC社に勤めていた。
同社の店舗であるA社とB社に在籍していた時の2か所で記録が途切れているが、途中で退職したことは無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 調査の過程において、申立期間②について、申立人と生年月日が同一かつ同姓同名である厚生年金保険の被保険者記録が、B社の被保険者名簿の中に新たに見付かった。

また、C社から申立人の記録として提出された厚生年金基金加入員資格取得届、同資格喪失届及び同給与月額変更届には上記被保険者名簿と一致する内容の記録が記載されている。

これらを総合的に判断すると、上記の記録が申立人のものであり、B社の事業主は、申立人が昭和46年10月1日に被保険者資格を取得し、48年3月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録により、申立期間のうち、昭和46年10月から47年7月までの標準報酬月額が8万6,000円、同年8月から48年2月までの標準報酬月額が9万8,000円とすることが妥当である。

- 2 C社から提出された申立人に係る昭和44年4月2日から平成11年5月1日まで厚生年金保険に加入していた旨の証明書及び人事記録により、申立期間①について、A社に在籍し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所で保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には昭和45年10月1日の被保険者資格の喪失日を同年9月30日に訂正した形跡がある一方、C社には同年10月1日を資格喪失日とする厚生年金基金加入員資格喪失届が保管されており、事業主が一度は正しい届出をしながら、間違った日付に訂正するよう社会保険事務所に届出をすることは考え難く、当時の同僚の被保険者記録にも日付を誤って届出が行われたと考えられる者はほとんどいないことから、A社の社会保険事務担当者は厚生年金保険の手続について理解していたことがうかがわれ、同社からは正当に申立人に係る資格喪失届が提出されたものと考えられる。

さらに、C社は当時の社会保険手続関係の資料を保管しているが、当該資格喪失に係る訂正届は確認できないことから、同社からの届出により記録が訂正されたとは考えがたい。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が昭和45年10月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和45年9月30日から同年10月1日までの標準報酬月額は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年8月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年12月16日から34年8月20日まで

私は、昭和31年7月から34年8月まで、A社(現B社)に臨時職員として勤務した。昭和34年8月20日からはC社の正規職員として勤務したが、臨時職員として継続して勤務している期間の一部が厚生年金保険被保険者でないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社(当時はA社)及びC社に保管されている履歴書、申立人と同じ臨時職員である同僚の厚生年金保険の加入記録、同僚の証言等から、申立人は昭和33年12月16日以降も雇用形態の変ることなく、Dから給与が支給される臨時職員としてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年12月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、被保険者名簿において昭和34年1月14日に健康保険証を返納した旨の記載が確認できることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格喪失日を社会保険事務所へ届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年12月から34年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 4 月まで

結婚前から納付していた国民年金の記録が無い。当初の 100 円から徐々に金額が上がったため保険料の金額は憶えていないが、毎月女性の集金人に払っていたのは確かなので、納付記録が無いと言われても納得がいかない。今一度調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 40 年 11 月に結婚し、それ以前から国民年金保険料を納付していたとしているものの、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は 47 年 6 月 28 日に払い出されていることが確認でき、申立期間のうち 40 年 11 月以降の期間については、申立人は国民年金の任意加入被保険者であることからさかのぼって加入することはできず、保険料を納付することもできない。

また、昭和 36 年 4 月から 40 年 10 月までの期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、時効により納付することはできず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の結婚後も引き続き申立人と同居していた申立人の兄の国民年金被保険者記録をみると、申立期間について免除記録はあるものの納付の確認はできず、同じく同居していた兄の妻についても国民年金手帳記号番号が払い出された直後の 3 か月のみ納付しているものの兄と同じ期間が免除となっていることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が毎月納付していたとする集金人の所在は不明であることから証言を得ることはできない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から52年10月までの期間、56年1月から61年3月までの期間及び62年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から52年10月まで
② 昭和56年1月から61年3月まで
③ 昭和62年3月から同年9月まで

元夫が、私の国民年金加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていた。

申立期間②及び③については、集金人または市役所にて自分で国民年金保険料を納付していた。

昭和60年ころに市役所から、同姓同名の人と年金手帳記号番号が重なっているため、当時所持していた黄土色の年金手帳を返却するよう求められた。その後、年金手帳は返却されたが、その年金手帳は、提出したものと異なる手帳のため、納付した記録が無くなったのかもしれない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、従来所持していた年金手帳を市役所へ返却し、別の年金手帳が発行されたことから国民年金の納付記録が無くなったのかもしれないと主張している。

しかしながら、申立人が現在所持している年金手帳からは、平成元年11月29日に厚生年金被保険者番号の重複整理が行われ、年金手帳が再交付されたことが確認できるのみであり、国民年金手帳記号番号について重複整理された形跡はみられない上、他に重複整理されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年12月11日に現在の夫と連

番で払い出されていることが確認でき、これ以外に申立人に対し別の番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点において申立期間の保険料は時効により納付することはできない。

さらに、社会保険庁が保管している被保険者記録によると、申立期間②と③の間の期間である昭和 61 年 4 月から 62 年 2 月までの期間は、平成 20 年 8 月 21 日に第 3 号被保険者の特例届出が行われていることが確認できる上、申立期間③の直後である昭和 62 年 10 月から平成元年 10 月までの期間の保険料は、平成 2 年 1 月から 3 年 3 月までの期間に過年度納付していることが確認できる。したがって、集金人及び市役所においては現年度保険料の取り扱いしかできないことから、申立期間③の保険料を集金人または市役所にて納付したとする主張は不自然である。

その上、市で保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、資格取得年月日が昭和 61 年 4 月 1 日になっており、これについての届出日は申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された日と同じ平成元年 12 月 11 日であることが確認できることから、申立期間①及び②については当時より未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、元夫が、申立人に係る国民年金加入手続及び申立期間①の国民年金保険料を納付してくれたと主張するにも係わらず、具体性のある証言は無い上、元夫に加入手続等について確認したが、「憶えていない」との回答しか得られなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 477

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 41 年 7 月までの期間及び 59 年 10 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 41 年 7 月まで
② 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで

20 歳になった昭和 37 年 10 月に市役所より通知が届き、市役所の窓口において自分で国民年金の加入手続を行った。その後は、市役所の窓口できちんと納付しているはずである。

申立期間②については、後に、未納があるとの通知が届きまとめて一括納付したことを記憶している。

60 歳ころに郵便局で年金相談を受けた際に、一部未納期間があることを指摘されたが、20 歳からの納付が確認できる年金手帳と未納部分を一括納付した際の領収書を提示し、40 年間すべて支払っていることを証明していただいたのに、2 か所も未納期間があるのは納得がいかない。

60 歳まで納付してきた年金手帳と領収証はすでに紛失してしまい、今となっては証明できるものは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60 歳までの期間はすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料を納付する意識の高さがうかがえる。

しかし、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所で保管されている国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 41 年 4 月 20 日に申立人夫婦連番で払い出されていることが確認できるとともに、同日に多数の国民年金手帳記号番号が払い出されており、この時期は国民年金の加入促進時期でもあることから、申立人についてもそれに伴った加入手続が行われたことが推察できる。また、それ以前において申立人に対し別の国民年金手帳記号

番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、その時点において、申立期間①のうち昭和 37 年 10 月から 38 年 12 月までの期間は時効により納付することができず、申立人に係る社会保険事務所の被保険者台帳には、39 年度及び 40 年度の備考欄に現年度納付されていない場合に社会保険事務所から納付催告が行われたことを表す「未カード済」の表示を確認することができる。

さらに、申立期間②について、申立人は「まとめて納付したことを記憶している。」としているが、社会保険事務所の記録により、平成 7 年 11 月 30 日に昭和 61 年度分の国民年金保険料を追納していることが確認できるものの、この時点において申立期間②は時効により納付することはできず、ほかにさかのぼってまとめて納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が一緒に納付していたとする申立人の夫の被保険者記録については、未納期間及び免除期間が申立人の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から57年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から57年4月まで
サラリーマンの妻が国民年金に任意加入し、過去の空白期間の保険料を納付できることを新聞か雑誌の記事で知り、昭和57年ころ、市役所の支所で加入手続を行い、過去の保険料を一括納付した。記録されていないので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入資格の者が、過去の空白期間について保険料を納付できることを知ったことを契機に、国民年金に加入し申立期間の保険料を納付したとしているが、これまで、任意加入資格の者が加入より前の期間の保険料を納付できるような制度は無い。

また、昭和57年ころに国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳には、はじめて被保険者となった日が59年11月20日と記載されている上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は59年12月1日に払い出されていることが確認でき、申立人に対する国民年金手帳記号番号の払い出しに不自然なところは無く、これより前に申立人に対し別の番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫は、昭和44年から現在まで共済組合に加入しており、申立人は任意加入資格であることから、さかのぼって保険料を納付できない上、保険料を納付したとする時期は特例納付期間でも無く、市役所が被保険者資格を誤って過去の期間の保険料を受け取るとも考え難い。

加えて、申立人が納付したとする保険料は、申立期間の定額保険料額と大きく相違する上、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付していたこ

とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

申立期間①については、A市の青果店で住み込みをしていた昭和 36 年 4 月より国民年金に加入し、毎月、青果店の主人の立ち会いのもと、国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、B市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付しているはずである。

年金問題で初めて記録漏れがあったことを知った。年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金に加入し、毎月、A市の女性集金人に国民年金保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 4 月 15 日に払い出されていることが確認でき、この時点では、37 年 12 月以前の保険料は、時効により納付することはできず、また、38 年 1 月から 39 年 3 月までの保険料は過年度分となるため、集金人に納付したとは考え難い上、申立人は、保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている。

また、昭和 40 年 4 月 15 日より前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が現在保有している年金手帳の記号番号が最初に払い出された番号であると考えられる。

さらに、申立人が記憶する毎月の保険料額 350 円程度は、申立期間の保険料額 100 円と合致しない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B市役所の窓口で国民年金保険料を納付したとしている。

しかしながら、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料の納付時期や納付金額の記憶も曖昧である。

また、申立人が結婚してから申立期間に至るまでの納付状況が夫婦同一である上、申立期間後の昭和55年4月から59年3月まで、夫婦共に申請免除の手続きを行い保険料の納付が免除されていることから、申立人のみが申立期間の保険料を納付したとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 3 月まで

母親がA町役場に行き、私の国民年金保険料を払ってくれていた。当時、私の中学の同窓生がA町役場で年金の受付係だったと母親から聞いていた。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母がA町（現在は、B市。）役場に行き、国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当時、申立人が実際にはA町に住んでおらず納付記録が全くなかったため、国民年金手帳記号番号を削除したことが確認できる上、B市役所で保管している国民年金被保険者台帳によると、申立期間の国民年金保険料は「納付無し」と記載されており、国民年金保険料を納付した形跡が認められない。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、42年12月から44年3月までの期間、47年4月から48年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和42年12月から44年3月まで
③ 昭和47年4月から48年3月まで
④ 昭和49年4月から50年3月まで

申立期間当時は、A町B地区の婦人会の集金で毎月又は3か月ごとに保険料を支払っていた。昭和46年5月に結婚するまでは母親が保険料を納付し、結婚してからは分家したため、私が保険料を支払ってきた。結婚した時、母親から、「これまでの国民年金保険料は全て納めてきた。」と聞かされている。周囲の住民に聞いたところ、昭和46年までは集金があっても領収の押印、領収書の発行はなく、46年以降は領収書のようなものはあつたとのことであるが、残っていない。B地区での同年代の方は同時期、未納となっている方が多く、婦人会から役場、役場から社会保険事務所へとお金が動くなかで、どこかで着服されたのではないかと思っている。申立期間の納付事実が確認できないとは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同じ地区に住んでいた複数の住民の証言により、この地区では婦人会による国民年金保険料の集金が行われていたことは認められるものの、申立てに係る保険料が婦人会の集金人に支払われた事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年4

月 14 日に払い出されており、このころ申立人は国民年金の加入手続を行った後、同年 6 月 6 日に昭和 39 年度分の国民年金保険料を一括納付したことが確認でき、この時点では、39 年 3 月以前の国民年金保険料は時効により納付することができなかったと認められる。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立人と一緒に実家の事業を行っていた申立人の長兄夫婦は、昭和 42 年 12 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料が未納であり、44 年 4 月から 47 年 3 月まで国民年金保険料の免除を受けており、申立人の長兄夫婦が当該未納となっていた国民年金保険料の特例納付及び免除を受けた国民年金保険料の追納を行っているのに対し、申立人は特例納付及び追納のいずれも行っていない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 482

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 3 月に学校を卒業し、自営を始めた。昭和 50 年 4 月から両親と自分の国民年金保険料を一緒に納付し、結婚後は妻、両親及び自分の保険料を一緒に毎年 4 月ころに納付していた。妻と両親の国民年金保険料がきちんと納付となっているのに、自分の保険料だけが 10 年以上も未納になっているのは不自然であり、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 4 月から両親と自分の国民年金保険料を一緒に納付し、結婚後は妻、両親及び自分の保険料を一緒に毎年 4 月ころに納付していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年 10 月 1 日に職権適用により払い出されており、そのころに申立人は国民年金に加入したと推測されるが、その時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A 市が保管している「国民年金収滞納一覧表」によると、申立人の国民年金手帳記号番号及び氏名が記載されているのは、昭和 61 年 5 月以降作成されたものであり、60 年度の国民年金保険料の納付状況は未納と記載されている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 42 年に A 社 B 研究所に新卒入社し、45 年 3 月 31 日付で退職したが、資格喪失日が翌日の 4 月 1 日になっていない。
昭和 45 年 3 月 31 日は学会での発表準備のため、会社で業務を行っていた。仕事をしていたのは事実であるため、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社（現在は、C 社。）B 研究所に昭和 45 年 3 月 31 日まで勤務していたので、同年 4 月 1 日が正しい資格喪失日であると主張している。

しかし、同社では人事台帳等の記録は保存期限を経過し現存していないことからこれを確認することができない上、C 厚生年金基金が保存している連合会移管替えリストに申立人の名前があり、当該資料では、社会保険庁の記録と同じく、昭和 45 年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、当該資料は元々昭和 45 年 4 月 1 日と記載されていたものが、社会保険庁の記録と合わせるため、同年 3 月 31 日に訂正されたものであると主張しているが、現存資料及び関係者の証言では、そのような訂正が行われたことを確認することができない。

さらに、申立人は、学会発表準備のため、昭和 45 年 3 月 31 日も同社で働いていたと主張しているが、これが同社の業務であったことを裏付ける資料は無く、申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月1日から27年12月1日まで
私は、昭和26年8月にA県B町へ転居し、同年11月から職業安定所の紹介でC社に入社した。当時、私は毎日Dまで出張し、朝7時から午後11時まで働いており、厚生年金保険へも加入していたはずである。申立期間について未加入となっているのは納得できないので、厚生年金保険被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことは推認できる。しかし、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はない。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ、当時の事業主及び社会保険事務担当者は死亡しており、当時の同僚も、厚生年金保険の適用に関して明確に記憶しておらず、当該事業所における当時の厚生年金保険の適用及び保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、当時の同僚等は、申立期間の全従業員の数人は10名から13名程度と証言しているが、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険名簿によると、昭和26年11月時点の被保険者数は14名だが、その後、7、8名になっており、申立期間当時、当該事業所の従業員全てが厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年12月1日から27年11月30日まで
② 昭和27年12月1日から29年11月30日まで

私は、申立期間①について、A社に勤務していた。その当時、自宅(B市C区)からは自転車または徒歩で通勤していた。また、申立期間②について、Dに勤務していた。その当時、自宅(B市C区)からは徒歩で通勤していた。いずれの期間も厚生年金保険料は給料から天引きされていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、申立人が勤務していたとするA社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和27年7月1日であり、当時の同社の社長をはじめ従業員は、同年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人が証言している当時の仕事の内容等から、申立人が同社で勤務していたことは推認できるが、申立期間①における申立人の勤務について同僚等の明確な証言は無く、申立人が同社に勤務していた期間を特定することができない。

さらに、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金被保険者名簿には、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人が主張する地域に昭和30年6月時点で、「D」という名称の事業所は見当たらず、かつ、社会保険庁に厚生年金保険の適用事業所であったこと示す記録も確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 9 月から A 氏の紹介で、B で働くこととなった。仕事は司書の補佐をしており、給与は現金手渡しで、現在明細は残っていない。昭和 46 年に転職のため退職したが、44 年 9 月から働いていたのは間違いないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録名簿により、申立人は昭和 44 年 9 月 1 日に C に採用され、その後継続して C に勤務していたことは確認できる。しかし、申立人と同じ勤務形態の同僚も、採用日から数か月後に厚生年金保険に加入しており、加入までの期間も「3 か月」、「5 か月」、「9 か月」とそれぞれ異なっている上、他の同僚についても採用日から厚生年金保険に加入するまで相当期間ある者も見受けられることから、当時同事業所においては、採用日の異なる数名を一括して、厚生年金保険に加入させる取り扱いがあったものと推認され、申立人も昭和 45 年 2 月に採用された同僚とともに、45 年 11 月に厚生年金保険への加入手続がとられている。申立人は、採用後すぐに厚生年金保険に加入していなかったものの、事務室勤務の同僚は厚生年金保険に加入していると聞いて、手続をしてもらったと主張しているが、加入したとする時期は不明確であり、退職においても、突発的な事情で辞めたと主張していることから、2 か月のみ厚生年金保険の被保険者であることをもって、不自然な処理とは言えない。

また、当該事業所は既に全喪し、当時、社会保険及び給与を担当していた事務長は既に死亡している上、同僚等も厚生年金加入の取り扱いについ

ては記憶しておらず、当時の厚生年金保険の適用及び保険料の控除の事実について確認することができない。

さらに、申立期間については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等はなく、ほかに、申立人について、昭和45年10月以前に、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月26日から2年7月10日まで
昭和63年4月1日にA社に就職し、同年10月に健康保険証の交付を受けて、退職時に返却した。平成2年7月10日まで勤務していたにもかかわらず、平成元年5月26日で資格喪失となっているのは納得できない。保険料も天引きされていたと記憶しており、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言、雇用保険被保険者記録及び仕事の内容等に関する申立人の記憶から、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の当該事業所における勤務期間については同僚の証言が不明確であり、国民健康保険と健康保険の加入期間が重複しているなど不整合の記録が存在する中で申立ての事実を裏付けることは困難であり、申立人の勤務期間を特定することはできなかった。

また、申立人に係る社会保険事務所の被保険者記録によると、申立人に対し昭和63年10月11日に健康保険証が交付され、平成元年5月26日の資格喪失の数日後の同年6月1日に健康保険証が返納されていることが確認できるとともに、ほかの従業員も資格喪失の数日後に健康保険証が返納されていることから、事業主において被保険者資格の喪失届の提出とともに健康保険証返納の手続が適正に行われていることがうかがえる。

加えて、当該事業所において、申立期間に係る賃金台帳等保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらず、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。